

板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要領

平成22年6月23日
都市整備部長決定
最終改正 令和7年3月27日

(目的)

第1条 この要領は、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱(平成22年5月28日区長決定。以下「要綱」という。)に基づく耐震化アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)派遣事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、この要領に定めのない限り、要綱による用語の定義によるものとする。

(アドバイザー)

第3条 要綱第2条第1号に定める「建築物の耐震化技術等に精通している者」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)(平成7年法律第123号)第32条に基づき指定を受けた財団法人日本建築防災協会の「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所」に登録されている者及び法第4条第2項第3号に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年12月25日国土交通省告示第184号)」三の別添の指針による方法で建築物の耐震診断を実施した実績がある者とする。

2 要綱第2条第1号に定める「マンションの管理組合の合意形成に関する専門家」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第5号に定めるマンション管理士をいう。

(派遣対象建築物の確認)

第4条 要綱4条第1項第1号の要件は、建築確認済証又は建築確認台帳記載事項証明書等により確認し、第2号の要件は、登記簿謄本等により確認する。

(代表者の確認)

第5条 要綱第5条の代表者は、次の各号に定める書類により確認する。

- (1) 区分所有建築物にあつては、管理組合の総会または理事会の議事録等
- (2) 共有建築物にあつては、共有者が合意したことがわかる書類

2 前項の書類は、要綱第8条の申請時に提出するものとする。

(アドバイザーの選任)

第6条 要綱第2条第1号に定めるマンションの管理組合の合意形成に関する専門家をアドバイザーとして選任した場合は、協力技術者届を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 要綱第10条第2項の選任届は、要綱第9条第1項の派遣業務の依頼を受けた日から、原則3日以内に行うものとする。

(派遣人数)

第7条 アドバイザーの派遣人数は、一申請に対して、木造住宅は1人、非木造建築物は2人までとする。

(業務報告)

第8条 要綱第12条第2項の報告は、要綱第3条第1項第1号の助言を実施した日から、原則7

日以内に行うものとする。

- 2 要綱第12条第3項の報告は、要綱第3条第1項第1号の助言を実施した日から、原則14日以内に行うものとする。

(様式)

第9条 要綱及び要領による様式は、別表のとおりとする。

付 則（平成22年6月23日制定）

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

付 則（平成27年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

付 則（平成28年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日限りで効力を失う。

付 則（平成31年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成32年3月31日限りで効力を失う。

付 則（令和2年4月1日改正）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日改正）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日改正）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は要綱に準ずるものとする。

付 則（令和7年3月27日改正）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は要綱に準ずるものとする。

別表(第 9 条関係)

様式及び添付書類

様式 番号	名 称	要 綱 条 文	添 付 書 類
1	耐震化アドバイザー派遣申請書	第 8 条	要綱第 5 条の代表者確認書類
2	耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書	第 9 条	
3	耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知	第 9 条第 2 項	
4	耐震化アドバイザー選任届	第 10 条第 2 項	
5	耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書	第 11 条	
6	耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書	第 12 条第 3 項	議事録
7	耐震化アドバイザー派遣辞退届	第 13 条	
8	耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書	第 14 条第 2 項	
9	耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書	第 15 条第 2 項	
10	協力技術者届	要領第 6 条	